

2. 介護保険制度と障害福祉サービスの適用関係について

(1) 基本的な考え方

サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合、基本的には、介護保険サービスの利用が優先されます。

ただし、介護保険に相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるものについては、状況に応じて利用することができます。

具体的には、下記のとおりとなります。

○介護保険には相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、障害福祉サービスを支給する。

○介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合等、介護保険サービスを利用できない場合であって、なお障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認める場合は、必要な障害福祉サービスを支給する。（介護給付費に係るサービスについては、必要な障害支援区分が認定された場合に限る）

○利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがない等、介護保険サービスを利用することができ困難と市町村が認める場合は、必要な障害福祉サービスを支給する。（当該事情が解消されるまでの間に限る）

(2) 具体的な適用

【障害福祉サービスの支給決定を受けている者が介護保険適用年齢等に達した場合】

○障害福祉サービスの支給決定を受けている者が、介護保険対象者になる場合としては、以下の場合が想定されます。

- ・ 65歳となる場合
- ・ 16疾病※該当者で40歳となる場合
- ・ 16疾病※該当者(40~64歳)であって、生活保護受給者の生活保護が廃止された場合 ※生活保護受給中は保険適用されないが、生活保護廃止に伴って適用される

※特定疾病（加齢と関係がある16疾病）

- | | | |
|-----------------------------|--------------|--------------|
| ●がん（末期） | ●パーキンソン病関連疾患 | ●糖尿病性神経障害 |
| ●関節リウマチ | ●脊髄小脳変性症 | ●糖尿病性腎症 |
| ●筋萎縮性側索硬化症 | ●脊柱管狭窄症 | ●糖尿病性網膜症 |
| ●後縦靭帯骨化症 | ●早老症 | ●脳血管疾患 |
| ●閉塞性動脈硬化症 | ●慢性閉塞性肺疾患 | ●骨折を伴う骨粗しょう症 |
| ●多系統萎縮症 | ●初老期における認知症 | |
| ●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う变形性関節症 | | |

○障害福祉サービスの支給決定を受けている者が介護保険対象となった時に優先されるサービス

サービス内容		更新時に優先されるサービス
居宅介護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援		介護※1
同行援護		障害※2
行動援護		障害※2
短期入所		介護※1
生活介護	通所	介護※1 ※5
	入所	介護※3
療養介護		介護※3
施設入所支援		介護※3
共同生活援助		介護※3
宿泊型自立訓練		障害※4
自立訓練	生活訓練	障害※4
	機能訓練	障害※4
就労移行支援		障害
就労継続支援	A型	障害(通所・入所施設編27ページ参照)
	B型	障害
地域移行支援・地域定着支援		障害
地域活動支援センター	II型	介護※1 ※5
	III型	障害
移動支援(余暇)		障害
日中一時支援		介護※1
訪問等入浴サービス		介護

- ※1 介護保険優先であるが、精神疾患や知的障がい、視聴覚障がい等による障がいの特性により、障害福祉サービスの利用が適当と市が認めた場合は障害福祉サービスの利用が可能。また、要介護5の者は、所定の適用条件を満たす場合、介護保険サービスを利用したうえで障害福祉サービスの上乗せ支給が可能→【その他の取扱い】参照
- ※2 行動援護は、通院等に係る支援及び社会生活上必要不可欠な外出（生活必需品の買い物等）に係る支援を要するものは、介護保険サービスを優先する。
同行援護については、社会生活上必要不可欠な外出を理由とした支援は、原則介護保険サービスを優先としていましたが、同支援については同行援護サービスの利用を可能としました。
(別途資料 障福第275号 平成28年5月18日通知を参照)。
- ※3 居住場所に影響を及ぼすため、介護保険適用年齢等に達する以前より支給決定を行っていた場合、継続して支給する。
- ※4 障害福祉サービスでの更新は可能であるが、標準利用期間が設定されているサービスであるため、所定の期限内において継続して支給する。
- ※5 介護保険優先であるが、40～64歳の者で、年齢的な要因から障害福祉サービスを希望しており、市が適当と認めた場合は障害福祉サービスの利用が可能。

【すでに介護保険適用年齢等の者が新たに障害福祉サービスの利用を希望した場合】

○申請時の年齢による障害福祉サービスの適用

サービス内容	申請時の年齢	
	40～64歳(16疾患)	65歳以上
居宅介護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援	× ※1	
同行援護	○ ※2	○ ※2
行動援護	○ ※2	○ ※2
短期入所	× ※3	× ※3
生活介護	通所 ○ 入所 ○	× × ※3
療養介護	○	×
施設入所支援	○	× ※3
共同生活援助	○	× ※3
宿泊型自立訓練	○	×
自立訓練	生活訓練 ○ 機能訓練 ○	× ×
就労移行支援	○	×
就労継続支援	A型 ○ B型 ○	× ×
地域移行支援・地域定着支援	○	○
地域活動支援センター	Ⅱ型 ○ Ⅲ型 ○	× ×
移動支援(余暇)	○	○
日中一時支援	× ※3	× ※3
訪問等入浴サービス	×	×

※1 介護保険優先であるが、精神疾患や知的障がい、視聴覚障がい等による障がいの特性により、障害福祉サービスの利用が適当と市が認めた場合は障害福祉サービスの利用が可能。また、要介護5の者は、所定の適用条件を満たす場合、介護保険サービスを利用したうえで障害福祉サービスの上乗せ支給が可能→【その他の取扱い】参照

※2 行動援護は、通院等に係る支援及び社会生活上必要不可欠な外出（生活必需品の買い物等）に係る支援を要するものは、介護保険サービスを優先する。
同行援護については、社会生活上必要不可欠な外出を理由とした支援は、原則介護保険サービスを優先していましたが、同支援については同行援護サービスの利用を可能としました。
(別途資料 障福第275号 平成28年5月18日通知を参照)。

※3 原則介護保険優先であるが、精神疾患や知的障がい等、障がいの特性により、障害福祉サービスの利用が適当と市が認めた場合は、障害福祉サービスを支給することができる。

【その他の取扱い：障害福祉サービスを上乗せできる場合】

障害福祉サービスにおいて市町村が適当と認める支給量が、介護保険移行後、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないと認められたものについては、下記のアまたはイのいずれかに該当する場合、障害福祉サービスを上乗せ支給することができます。

ア. 以下の①～④のすべてを満たす者は、居宅介護（主に身体介護）および重度訪問介護を併用できる。

- ①全身体性障害（身体障害者手帳における肢体不自由の程度が1級に該当し、かつ両上下肢の障害等級がそれぞれ1級もしくは2級の機能障害を有する又はそれらと同等の状態にある者（身体障害者手帳にて確認※必要時、診断書内容も確認する）
- ②介護保険の認定区分が要介護5である者
- ③介護保険の1ヶ月あたりの支給限度額まで介護保険サービスを利用し、かつ、ホームヘルプサービスの利用がその基準額の概ね5割以上である者（ケアマネジャーが作成する『サービス利用票』にて確認）
- ④ケアマネジャーの作成するケアプラン上、必要と認められた者

イ. コミュニケーション援助等の固有のニーズに基づくサービスが必要と認められる聴覚障がい及び視覚障がい者並びに知的障がい者や精神障がい者、また通院介助等の固有のニーズに基づくサービスが必要と認められる内部障がい者については、介護保険サービスで充当後、市が特に必要と認める場合は、必要なサービスを併用できる。

（3）要介護認定の申請勧奨

○本来、介護保険サービスを優先適用すべき者が、介護保険非該当により障害福祉サービスのみ支給されている場合は、その者の障害支援区分の有効期間の終期に再度要介護認定を受けるよう勧奨しています。

○障がい特性等の理由により障害福祉サービスと介護保険サービスを併用している者が、障害福祉サービス支給量の増加を希望する場合は、その状況に応じて要介護認定の再申請を求める場合があります。（要介護5の者を除く）

※本人の状態変化等により迅速なサービス利用が必要な場合については、要介護認定の結果が出るまでの期間において障害福祉サービスの支給を行うことを検討します。

(4) 介護扶助費との関連性

【介護扶助費の概要】

- 生活保護法による扶助費の一つであるため、同法における他法優先が適用されます。
- 40～64歳の介護保険の被保険者ではない生活保護受給者は、介護保険が適用されないため、介護保険による給付ではなく、介護扶助費となります。
※生活保護受給者であって、65歳以上の介護保険1号被保険者は、介護保険が適用され、1割負担分に対し介護扶助費が支給されます。

【障害福祉サービスと介護扶助費】

- 65歳以上の者については、介護保険が適用されるため、生活保護受給者以外の者と同じ取扱いとします。
- 40～64歳の者については、生活保護の他法優先により、基本的には障害福祉サービスを優先します。ただし、障害福祉サービスで提供できないサービス（訪問看護、福祉用具貸与等）については、介護扶助費が支給されている場合があります。